

高石市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

高石市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
第1	森林整備の現状と課題	3
第2	森林整備の基本方針	3
第3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
第2	造林に関する事項	4
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	4
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	5
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	5
第8	その他必要な事項	6
III	森林の保護に関する事項	6
第1	鳥獣害の防止に関する事項	6
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に 関する事項	6
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	7
第1	保健機能森林の区域	7
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の 施業の方法に関する事項	7
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	7
第4	その他必要な事項	7
V	その他森林の整備のために必要な事項	8

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第1 森林整備の現状と課題

本市は、堺泉北港に面し、市域面積11.30km²のうち約4割を海岸部の埋め立て地が占めている。

又、市域の大部分が市街化区域であり、市域の森林は、現在そのほとんどが消失し、大鳥羽衣濱神社の境内に残された社寺林がその一つである。

この森林は、風致保安林に指定されており、また、鎮守の森として地域住民にしたしまれ、地域に安らぎと潤いを与える貴重な緑として大きな役割をはたしている。

市では、この森林を保護樹林として指定し、その保存に努めている。

第2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来あるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

対象の森林は風致保安林であり、機能の保全を図るため、樹木の保存に努めるとともに、枯損等機能の低下が認められる個所については、必要に応じて捕植を行うなど適切な保育管理に努める。

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月

16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知) のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材にあたっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知) を踏まえ、現地に適した方法により行う。

第 2 造林に関する事項

該当なし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

該当なし

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、別表 1 及び 2 のように定める。+

○ 保健機能維持増進森林

ア 区域の設定

(1) 大鳥羽衣濱神社風致保安林

イ 森林施業の方法

自然環境の保全や風致・景観の維持向上に配慮し、積極的な保全整備に努めるものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
保健機能維持増進森林	大鳥羽衣濱神社 (風致保安林)	0. 4 0

【別表 2】

区分	森林の区域	面積 (ha)
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	大鳥羽衣濱神社 (風致保安林)	0. 4 0

2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれ

るとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表 1 の通り定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			ha
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

特になし。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

該当なし

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第8 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、森林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
特になし。

(2) その他
特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

第1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木 地	竹林	その他	
1 大鳥 羽衣濱神社		0.40	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00	

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を推進するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、保育施業を推進するものとする。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

第4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所にお

ける盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。